

# 自然風景保全計画

## 1 自然風景の保全に関する基本方針

### (1) 自然風景の成り立ちと現況の把握について

（「自然風景」とは、京都市自然風景保全条例で定義している自然風景をいう。以下同じ。）

#### ア 自然風景の成り立ち

##### (ア) 地形、地質及び植生

京都市は、京都府の南部に当たる山城盆地の北側を占め、南北にかけて細長く帯状に広がっている内陸の都市である。地形は、東、北、西の三方を緑豊かな山並みに囲まれ、北から南へなだらかに傾斜した盆地で、市内を鴨川と桂川が流れている。

市域は、北山の奥深くまで伸びているが、山林が多く、平野部の占める面積は、約20パーセントにすぎない。また、盆地特有の気候のため、寒暑の差や、昼夜の気温差が大きい。

盆地周辺における地質的な特徴として、山地では、チャートや頁岩、砂岩等の堅い岩盤により形成される中古生層の部分が多いこと、市街地に近接する緩傾斜地では、大阪層群と呼ばれる比較的軟らかい海成堆積物等で形成される部分が多いことが挙げられる。

このような地質的な特徴は、植生の状況と密接にかかわっており、中古生層で表土の薄い部分である山頂や尾根筋等ではアカマツ林等の針葉樹林が多く、風化した土砂が堆積し土層の厚い部分である山麓では落葉広葉樹林が多い。また、粘性の高い土壌には竹林が多い。

##### (イ) 市民とのかかわり

これらの山々は、それぞれに平安建都以来の歴史が刻み込まれており、文化的な意義を有するだけでなく、農林業、漁業あるいは狩猟の場所として、豊かな水環境を提供する水源地として、また、日常生活に密接にかかわる里山として、都市の経済活動を支えてきた。

なかでも、長年にわたって絶え間なく林業施業が行われてきたことが、自然風景の良好な育成に大きな役割を果たしている。

#### イ 自然風景の現況

市街地の各所から眺望される緑豊かな山並みの風景は、市民にとって日常生活の中で親しまれている。特に、市民の憩いの場として知られる鴨川の河川敷からの眺望は、北山から南に向かってなだらかに傾斜している山々の重なりあった姿が、鴨川と一体となって優れた風景を成しており、代表的な自然風景の一つとして挙げる

ことができる。

このような幾重にも重なりあった山並みが、四季折々に微妙に色合いを変化させ、多くの人々を楽しませている。

自然風景を形成している山々の植生には、林業により整ったスギ植栽林の区域がある。その他には、原生林はほとんどなく、おおむね二次林であり、主にはアカマツ等の針葉樹と広葉樹の混交林であるが、マツクイムシ等の被害もあり常緑広葉樹林への遷移が急速に進んでいる。また、山麓部の平坦地における竹林は、都市的開発のため減少する傾向にある。

薪や炭が主要な燃料として利用されていたころには、柴刈りや下草刈り等が行われ、植生のバランスが保たれていたため、良好な樹林が維持されていたが、生活様式の変化に伴い、人の手が入らなくなり、放置された森林が少なくない。しかし、林業により保全されている地域は多くあり、北山杉の産地では、安定した美しいスギ林として受け継がれているなど、自然風景の保全における林業の意義は極めて大きい。

## (2) 自然風景の保全の内容

自然風景の現状を改変するに当たっては、自然風景が京都にとって欠くことができないものであることを念頭に置いたうえで、改変を行う部分は最小限とし、自然風景を損なわないように次に掲げる事項に留意して、計画しなければならない。

ア 改変部を市街地や主な集落地、街道沿いから最も眺望されにくい位置に設定し、樹林により遮蔽されること。

イ 改変部が、周辺の自然風景と調和するよう努めること。

ウ 条例で定める自然風景保全緑地を設ける場合には、森林がもともと有している様々な機能の重要性を考慮し、適切な維持管理を行い、積極的に活用するよう努めること。

## (3) 自然風景の区分

ア 地域に区分する必要性

自然風景を構成する山々は、盆地を取り巻いて広範囲に帯状に連なっているため、場所によって植生の状況は一様でなく、それぞれ異なった特徴を有している。したがって、自然風景を保全するに当たっては、その場所ごとの特徴に配慮した的確な対応が必要である。

そこで、それらの特徴を有する場所を「地区」として区分し、それらの地区を大きく「地域」としてまとめたうえで、その特徴を具体的に明らかにし、更に、地域ごとに保全の重点を設定することにより、的確に自然風景の保全を図るものである。

イ 区分の内容

山間部における集落の成立は極めて古く、その生活や文化は、集落ごとに特有の歴史と伝統を有しており、里山としての利用に代表されるように、周辺の植生の状況と密接に関連している。

このため、自然風景を区分するに当たっては、眺望の状況や市街地との距離などの自然的条件を基礎に、地域社会の生活、文化などの社会的条件を含めて考慮し、歴史と伝統を有した地域のまとまりを崩さないよう定めた。

地域・地区の区分、地域の概況、地区ごとの自然風景の特徴及び自然風景の重点は、別紙のとおりである。

## **2 自然風景保全地区の指定に関する基本方針**

### **(1) 指定の方針**

市街化調整区域のうち、市街地等から眺望される山並み及びそれに連なる山並みの地域を、自然風景保全地区として指定する。

ただし、大原、静原、鞍馬その他の集落地、農業振興地域として指定されている地域、田畑、既に宅地の造成等がなされている土地は、原則として指定しない。

### **(2) 指定の基準**

#### **ア 第1種自然風景保全地区**

市街地の主要な場所を初めとして、主な集落地、街道沿いに自然風景が眺望される程度についての調査を行う地点を設け、それらの地点から眺望される程度が非常に高い山並みの地域及びそれと一体となった地域

#### **イ 第2種自然風景保全地区**

アで設けた地点から、第1種地域に比べて眺望される程度が低い山並みの地域及びそれと一体となった地域

## **3 自然風景保全地区における建築物その他の工作物の位置、規模、形態又は意匠の基準の策定に関する基本的事項**

建築物その他の工作物の位置、規模、形態又は意匠の基準は、次の事項に留意して策定すること。

- (1) 原則として、市街地等から眺望されないものであること。
- (2) 自然風景に与える影響が最も小さいものであること。

## **4 自然風景の保全のための施策に関する基本的な事項**

自然風景の保全を図るため、土地の所有者の協力を得ながら、次の施策を講じるものとする。

- (1) 自然風景の新しい価値の創造を図るための活動を育成し推進する。
- (2) 森林が有する多面的な機能を把握し、これを尊重したうえで行われる散策道、休

憩施設などの施設の整備，森林の活用，自然風景とのふれあいの場づくりを進める方策を総合的に計画する。

- (3) 自然風景の保全の趣旨等を記載したパンフレットの作成，自然風景保全地区である旨を表示した標識の設置等により，広く市民等に対して普及，啓発を図り，理解と協力を求める。